

## 多面的機能支払の実施に関する基本方針

### 1. 取組の推進に関する基本的考え方

近年の農村地域の高齢化や人口減少等により、地域の共同活動等に支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつある。また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大の阻害も懸念されている。

こうした中、岡山県では「第3次晴れの国おかやま生き生きプラン（令和3年3月策定）」の下、「生き生き岡山」の実現を県政の基本目標とし、その達成に向けて全力で取り組んでいるところであり、本施策により地域の共同活動を支援し、地域資源の保安全管理を推進することにより、多面的機能の適切かつ十分な発揮につなげる。

### 2. 農地維持支払交付金に関する事項

#### (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

##### ① 地域活動指針策定における基本的考え方

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号。以下「要領」という。）別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、県下の実態を踏まえ、必要最小限の範囲において、活動項目の追加や各活動内容への追加的な記述を可能とする。

##### ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

###### ア. 地域資源の基礎的保全活動

活動計画に位置付けた農用地・施設について、地域活動指針の構成のうち、点検・計画策定、実践活動の活動項目を毎年度実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動区分は、除外する。

また、事務・組織運営等の研修、機械の安全使用に関する研修については、活動期間中に各1回以上実施する。

###### イ. 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動

「構造変化に対応した保安全管理の目標」や地域ぐるみで取り組む「保安全管理の内容」、「活動方向性」及び「活動内容」を1項目以上選択し、活動の実施を通じて、目指すべき地域資源の保安全管理の姿等を「地域資源保安全管理構想」として、活動期間中に策定する。

##### ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

###### ア. 地域資源の基礎的保全活動

	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路（開水路・パイプライン）
活動区分	安全施設の適正管理
活動項目	9施設の適正管理
活動内容	農業用施設周りの転落防止柵など安全施設について、劣化等による障害が発生している場合、補修・補強等の対策を行うこと。
活動要件	活動計画に位置づけた農業用施設周りの安全施設について、転落

	防止柵などの保守管理の徹底等、施設の適正管理に必要な活動を実施する。
--	------------------------------------

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路
活動区分	配水操作
活動項目	9施設の適正管理
活動内容	地域の配水計画に基づいた配水操作を行うこと。
活動要件	—

	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農道
活動区分	安全施設の適正管理
活動項目	12路面の維持
活動内容	農業用施設周りの転落防止柵など安全施設について、劣化等による障害が発生している場合、補修・補強等の対策を行うこと。
活動要件	活動計画に位置づけた農業用施設周りの安全施設について、転落防止柵などの保守管理の徹底等、施設の適正管理に必要な活動を実施する。

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動区分	安全施設の適正管理
活動項目	15ため池付帯施設の保守管理
活動内容	農業用施設周りの転落防止柵など安全施設について、劣化等による障害が発生している場合、補修・補強等の対策を行うこと。
活動要件	活動計画に位置づけた農業用施設周りの安全施設について、転落防止柵などの保守管理の徹底等、施設の適正管理に必要な活動を実施する。

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地、水路（開水路・パイプライン）、農道、ため池
活動区分	異常気象前の見回り
活動項目	16異常気象時の対応
活動内容	洪水、台風、豪雪等の異常気象が予見された場合に、十分に安全を確認したうえで、農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池及び付帯施設の見回りを行い、状況を把握すること。
活動要件	活動計画に位置づけた農用地（畦畔、排水口、法面等）、水路、地上部のパイプライン付帯施設（ポンプ場、調整施設等）、農道、ため池について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。なお洪水、台風等が予見された場合も、十分に安全を確認した上で、同様の活動が実施できるものとする。

区 分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	農用地、水路（開水路・パイプライン）、農道、ため池
活動区分	異常気象前の応急措置
活動項目	16異常気象時の対応
活動内容	異常気象前の見回りの結果、農用地に障害が生じるような状況である場合、又は水路（パイプライン及び附帯施設含む）、農道及びため池機能に障害が生じるおそれがある箇所が発見された場合、十分に安全を確認したうえで、必要に応じて応急措置を行うこと。
活動要件	活動計画に位置づけた農用地、水路（パイプライン及び附帯施設含む）、農道、ため池について、洪水、台風、地震等が収まった後に、十分に安全を確認した上で、見回り及び必要に応じて応急措置を実施する。なお洪水、台風等が予見された場合も、十分に安全を確認した上で、同様の活動が実施できるものとする。

イ．地域資源の適切な保全管理のための推進活動  
変更無し

- ④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙1）  
岡山県の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙1のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

岡山県の農地維持支払交付金の交付単価については、多面的機能支払交付金実施要綱（制定 平成26年4月1日付け25農振第2254号。以下「要綱」という。）（別紙1）第6の2の（1）の基本単価及び（2）の加算単価を適用する。

ただし、事業計画に定める実施期間中に、対象農用地の地目を変更する場合、当該対象農用地に係る農地維持支払交付金の交付単価については、地目の変更があった時点の当該期間中に限り、変更前の地目の単価を適用するものとする。

② 農地維持支払交付金の交付単価

適用	地目	① 農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち国の助成	③ ①のうち県の助成
基本単価	田	3,000円	1,500円	750円
	畑	2,000円	1,000円	500円
	草地	250円	125円	62.5円

③ 農地維持支払交付金の加算単価

適用	地目	① 農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち国の助成	③ ①のうち県の助成
加算単価	田	1,000円	500円	250円
	畑	600円	300円	150円
	草地	80円	40円	20円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

要綱（別紙1）第3の1で規定された農用地に加え、次に示すものとする。

- ・ 生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号)に基づく生産緑地
- ・ 地方公共団体との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全管理が図られている農用地

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動（以下「共同活動」という。））に関する事項

(1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

要領別記1-2の国が定める活動指針及び活動要件を基礎として、県下の実態を踏まえ、必要最小限の範囲において、活動項目の追加や各活動内容への追加的な記述を可能とする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 施設の軽微な補修

活動計画に位置付けた農用地、施設について、地域活動指針の構成のうち機能診断・計画策定・実践活動は、毎年度実施する。ただし、実践活動の実施に当たっては、機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断する。

また、機能診断・補修技術等の研修については、活動期間中に1回以上実施する。

イ. 農村環境保全活動

地域活動指針の「農村環境保全活動」について、取り組むテーマを1テーマ以上定めた上で、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの活動を毎年度1つ以上実施する。

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

任意の活動とし、以下のとおりとする。

- ・ 活動項目を定めた上で毎年度実施する。
- ・ 広報活動は毎年度実施する。ただし、対象農用地に要領第1の4の(8)の農業地域類型区分の「中間農業地域」若しくは「山間農業地域」が含まれる場合又は要領第1の4の(9)の8法地域に該当する場合は、広報活動の実施を必ずしも求めるものではない。

③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等

ア. 施設の軽微な補修

変更無し

イ. 農村環境保全活動

変更無し

ウ. 多面的機能の増進を図る活動

変更無し

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙2）

岡山県の資源向上支払交付金（共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙2のとおりとする。

(2) 交付単価

① 基本的考え方

要綱(別紙2)第6の2の(1)のアの基本単価、ウの加算単価及びエの取扱いを適用する。

ただし、活動の継続等に伴う対象組織の事務量の低減を踏まえ、「イ 継続地区の交付単価」については、文中「農用地」及び「対象農用地」を「対象組織」と読み替えて適用し、次の②に掲げる表中の(ア)にそれぞれ0.75を乗じて得た額を交付単価とする。

② 資源向上支払交付金(共同活動)の交付単価

適用	地目	① 資源向上活動(共同活動)の実施に必要な交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち国の助成	③ ①のうち県の助成
(ア)基本単価	田	2,400円	1,200円	600円
	畑	1,440円	720円	360円
	草地	240円	120円	60円
(イ)継続地区の交付単価 (要綱)別紙2)第6の2の(1)のイ)	田	1,800円	900円	450円
	畑	1,080円	540円	270円
	草地	180円	90円	45円

※上表(ア)及び(イ)のいずれにおいても、「多面的機能の増進を図る活動」に取り組まない場合、当該支払の交付単価に5/6を乗じた額を交付単価とする。

③ 資源向上支払交付金(共同活動)の加算単価

ア. 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用	地目	① 農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち国の助成	③ ①のうち県の助成
加算単価	田	400円	200円	100円
	畑	240円	120円	60円
	草地	40円	20円	10円

イ. 農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用	地目	① 農地維持支払交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち国の助成	③ ①のうち県の助成
加算単価	田	400円	200円	100円
	畑	240円	120円	60円
	草地	40円	20円	10円

ウ. 水田の雨水貯留機能の強化(田んぼダム)を推進する活動への支援

適用	地目	① 資源向上活動(共同)交付金の10アール当たりの交付単価	② ①のうち国の助成	③ ①のうち県の助成
加算単価	田	400円	200円	100円

(3) 交付金の算定の対象とする農用地

要綱（別紙2）第3の1で規定された農用地に加え、次に示すものとする。

- ・ 生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号)に基づく生産緑地
- ・ 地方公共団体との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全管理が図られている農用地

4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動（以下「長寿命化」という。））に関する事項

(1) 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件の設定

① 地域活動指針策定における基本的考え方

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修、更新等を対象活動とする。なお農地に係る施設については、集落が管理する水路や農道等の施設の長寿命化のための活動を行った上で、交付金の範囲の中で実施することが出来るものとする。

② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方

ア. 工事1件あたり2百万円以上の活動を実施する要件

a 対象施設・対象活動

集落が管理する農地周りの水路、農道、ため池を対象施設とし、これらの長寿命化のための補修、更新等を対象活動とする。

b 内容について都道府県知事と協議を求める場合の要件

長寿命化整備計画書を策定する場合

c 岡山県が行う技術的指導の内容

機能診断結果、長寿命化対策の内容を踏まえた工法選定

d その他必要な事項

他事業の要件を満たす場合は、他事業で実施しない合理的理由

③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路（開水路・パイプライン）
活動区分	用排水機場の補修
活動項目	61水路の補修
活動内容	用排水機場内の、破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと
活動要件	原則として工事1件当たり2百万円未満とする。 対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、当該活動について長寿命化整備計画書を作成し、これを活動計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。 市町村長は活動計画書の認定に際し、長寿命化整備計画の内容について岡山県との協議（技術的指導）を行うものとする。

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路（開水路・パイプライン）
活動区分	給水栓の補修
活動項目	61水路の補修
活動内容	給水栓及びその附属施設の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと

活動要件	<p>原則として工事1件当たり2百万円未満とする。</p> <p>対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、当該活動について長寿命化整備計画書を作成し、これを活動計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。</p> <p>市町村長は活動計画書の認定に際し、長寿命化整備計画の内容について岡山県との協議（技術的指導）を行うものとする。</p>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	水路（開水路・パイプライン）
活動区分	給水栓の更新
活動項目	62水路の更新等
活動内容	老朽化等により機能に支障が生じている給水栓及びその付属施設について、更新等の対策を行うこと
活動要件	<p>原則として工事1件当たり2百万円未満とする。</p> <p>対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、当該活動について長寿命化整備計画書を作成し、これを活動計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。</p> <p>市町村長は活動計画書の認定に際し、長寿命化整備計画の内容について岡山県との協議（技術的指導）を行うものとする。</p>

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動区分	ため池等の浚渫
活動項目	65ため池の補修
活動内容	ため池において、堆積した土砂等を、堤体等の安定性が損なわれないよう浚渫を行うこと
活動要件	<p>原則として工事1件当たり2百万円未満とする。</p> <p>対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、当該活動について長寿命化整備計画書を作成し、これを活動計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。</p> <p>市町村長は活動計画書の認定に際し、長寿命化整備計画の内容について岡山県との協議（技術的指導）を行うものとする。</p>

区分	活動内容の追加
構成項目	実践活動
対象施設等	ため池
活動区分	管理橋の補修
活動項目	65ため池の補修
活動内容	ため池の管理橋の破損や老朽化した箇所等の補修等の対策を行うこと
活動要件	<p>原則として工事1件当たり2百万円未満とする。</p> <p>対象組織が工事1件当たり2百万円以上の活動を実施する場合、当該活動について長寿命化整備計画書を作成し、これを活動計画書に添付し、市町村長の認定を受けるものとする。</p> <p>市町村長は活動計画書の認定に際し、長寿命化整備計画の内容について岡山県との協議（技術的指導）を行うものとする。</p>

④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙3）

岡山県の資源向上支払交付金（長寿命化）の対象施設・対象活動に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙3のとおりとする。

(2) 交付金の算定の対象とする農用地

要綱（別紙2）第3の1で規定された農用地に加え、次に示すものとする。

- ・ 生産緑地法(昭和49年6月1日法律第68号)に基づく生産緑地
- ・ 地方公共団体との契約、条例、法律等により、多面的機能の維持を図る観点から適正な保全管理が図られている農用地

## 5. 広域協定の規模

要綱（別紙5）第3の1で規定された農用地面積に加え、次に示す規模を対象とする。

- ・ 生産条件が不利な、次のいずれかに指定された区域に存在する農用地を含む場合、協定の対象とする区域が50ヘクタール以上の規模、又は協定に参加する集落が3集落以上での組織構成、のいずれかを満たせば、広域活動組織を設立することができる。
  - (ア) 山村振興法（昭和40年法律第64号）第2条に規定する山村
  - (イ) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
  - (ウ) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域

## 6. 地域の推進体制

(1) 基本的な考え方

本交付金による活動の推進にあたっては、関係市町村、農業者団体、県及び集落等の緊密な連携により、実施することが必要であることから、本県では、県、市町村、農業団体等と連携し、定期的な会議の開催、情報共有を図る体制を整備して事業の推進を図る。

(2) 関係団体の役割分担

① 岡山県

- ・ 本交付金の実施状況等の評価を行うため、第三者機関を設置・運営する。
- ・ 岡山県の多面的機能支払の実施に関する基本方針を策定する。
- ・ 対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・ 関係市町村と連携し、対象組織に対して適宜指導・助言を行い、活動計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。
- ・ 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・ 本交付金について、市町村長から提出された申請書等を審査するとともに、市町村長に交付金の交付額等を通知し、本交付金の交付を行う。
- ・ 本交付金について、市町村長から提出された確認結果を確認し、適当と認められるものについて取りまとめの上、中国四国農政局長に報告等を行う。

② 市町村

- ・ 管内の活動組織が作成する事業計画及び広域活動組織の活動計画を審査し、認定する。
- ・ 毎年度、対象組織の農地維持活動及び資源向上活動の実施を確認し、実施状況を県に報告する。
- ・ 対象組織を対象とした説明会を開催し、本交付金の実施に必要な事項を周知する。
- ・ 対象組織に対し、適宜指導・助言を行い、活動計画に位置づけられた活動等の適切な実施を図る。



- ・ 本交付金の普及・推進を図るため、推進に関する手引きを作成する。
- ・ 本交付金について、対象組織から提出された申請書等を審査するとともに、対象組織の代表者に交付金の交付額等を通知し、本交付金の交付を行う。
- ・ 本交付金について、対象組織の活動の実施状況について確認を行い、適当と認められるものについて取りまとめの上、県に報告等を行う。

(3) 市町村等への推進交付金の交付の方法

市町村への推進交付金については、国から岡山県に交付を受けた額のうち、市町村推進事業の実施に必要な経費を日本型直接支払推進交付金実施要綱（平成28年4月1日付け27農振第2218号）に従い、岡山県から管内市町村に交付するものとする。

【参考添付資料】

(参考1)関係団体の役割分担表

関係団体の役割分担表

事業内容	実施主体	
	岡 山 県	関係市町村
多面的機能支払交付金	—	○
多面的機能支払交付金に係る推進事業		
1. 法基本方針の策定	○	—
2. 促進計画の策定		○
3. 第三者機関の設置、運営	○	—
4. 要綱基本方針の策定	○	—
5. (1) 事業計画の指導、審査	—	○
(2) 事業計画の認定	—	○
(3) 長寿命化整備計画の協議	—	○
6. (1) 広域協定の指導、審査	—	○
(2) 広域協定の認定	—	○
7. (1) 実施状況確認	—	○
(2) 実施状況報告	—	○
8. 推進・指導		
(1) 活動組織等への説明会	○	○
(2) 活動に関する指導、助言	○	○
(3) 推進に関する手引きの作成	○	○
9. (1) 交付申請書等の審査	—	○
(2) 通知・交付	—	○

### 実施体制図

